

介護老人保健施設 メディケア・くれ 運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人社団永楽会が開設する介護老人保健施設メディケア・くれ(以下「当施設」という。)において実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努める。
- 3 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するように努める。
- 5 公共性、公益性を踏まえ、利用者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上に努める。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 メディケア・くれ |
| (2) 開設年月日 | 平成15年7月30日 |
| (3) 所在地 | 広島県呉市中央二丁目6番20号 |
| (4) 電話番号 | 0823-25-8100 |
| (5) 管理者名 | 稲水 惇 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (3450580075 号) |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1名	(常勤兼務・医師と兼務)
(2)	医師	1名	(常勤兼務)
(3)	薬剤師	1名	(常勤以外専従)
(4)	看護職員	7名以上	(常勤専従・常勤兼務)
(5)	介護職員	16名以上	(常勤専従・非常勤専従)
(6)	介護支援専門員	2名	(常勤専従・常勤兼務)
(7)	支援相談員	3名以上	(常勤兼務)
(8)	作業療法士	1名	(非常勤専従)
(9)	理学療法士	1名	(非常勤専従)
(10)	管理栄養士	1名	(常勤兼務)
(11)	栄養士	1名	(常勤専従)
(12)	事務職員	1名	(常勤兼務)
(13)	調理職員	4名	(非常勤専従)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、施設で使用する薬剤を保管するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士は、リハビリテーション実施計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、経理事務並びにその他事務全般の処理にあたる。
- (11) 調理職員は入所者の調理、食事に関することを行う。

(勤務体制の確保等)

第7条 従業者の勤務体制は、常に入所者に適切な施設サービス等ができるように定めたものとする。

- 2 施設サービス等は本施設の従業者によって提供するものとする。
- 3 管理者は、従業者に入所者へのサービス向上のために、その知識と技術を高め職務遂行能力の向上を図るため、講習会、研修会等の教育を受ける機会を与えるものとする。

(入所定員)

第8条 当施設の入所定員は66名とする。

(入所)

第9条 入所は、入退所検討委員会において、身体の状態及び病状により施設サービス等の提供が必要であると認められる入所申込者を入所させるものとする。

- 2 入所の判定に際しては、入所申込者の重介護を理由に入所を拒んではならない。
- 3 入所申込者の病状が重いため入所が不相当であると認められる場合には、適当な病院または診療所を紹介するものとする。
- 4 新たに入所した利用者については、心身の状態を診断し、性格、生活歴、その他身上に関する必要な事項を調査し、施設サービス計画等を立てるものとする。
- 5 新たに入所した入所者については、施設の運営方針、施設内での規律及びその他必要な事項について説明し、施設内での生活の不安を取り除くよう努めるものとする。
- 6 説明内容への同意における署名・押印については、入所者の希望に応じて求めないことが可能であり、署名のみの場合も有効な文書として扱うものとする。

(退所)

第10条 退所は、定期的に入退所検討委員会で入所の継続の可否を判定し退所させるものとする。

- 2 次の場合には退所の処置をとるものとする。
 - ① 施設側が、家庭復帰が可能であると判断したとき
 - ② 入所者から退所の申し出があり、しかも家庭復帰が適当と認められたとき
 - ③ 入所者が無断で退所し、再入所の見込みがないとき
 - ④ 入所者に病院治療の必要が生じたとき
 - ⑤ 入所者が適応となる介護認定を受けられないとき
 - ⑥ 入所者が死亡したとき
- 3 入所者の退所に際しては、家庭復帰後の在宅療養が円滑に行えるよう、本人またはその家族等に対する医療、介護面での適切な相談、指導等を行うとともに退所後の担当医師及び利用者が希望する居宅介護支援事業者に対する情報の提供、当施設の短期入所療養介護及び通所リハビリテーション等のサービスの提供、その他の介護保険サービス及び保健、福祉サービスを提供する機関との連携に努めなければならない。
- 4 管理者は、入所者が決められた規律に従わなかったり施設内ではならない行為を行ったりする等、共同生活の秩序を著しく乱すことがあった場合には、適切な指示と指導を行い、更にそれに従わないときには、入退所検討委員会の協議を経て、家族の承認を得た上で退所させることができる。

(介護老人保健施設サービス内容)

第11条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、ま

た、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- 2 以下の加算項目を実施する。
 - ・ 外泊した時の費用
 - ・ 初期加算
 - ・ 退所時情報提供加算
 - ・ 栄養マネジメント強化加算
 - ・ 口腔衛生管理加算
 - ・ 療養食加算
 - ・ 緊急時施設療養費
 - ・ 所定疾患施設療養費
 - ・ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算
 - ・ 褥瘡マネジメント加算
 - ・ 排せつ支援加算
 - ・ 科学的介護推進体制加算
 - ・ 安全対策体制加算
 - ・ サービス提供体制強化加算
 - ・ 介護職員処遇改善加算
 - ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算

(利用料その他の費用の額)

第12条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
 - (3) 食費及び居住費について、国が定める負担限度額の認定を受けている入所者については、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して文書により事前に説明を行うとともに、入所者又はその家族から同意を得るものとする。また、当該内容及び費用の変更を行う場合にも、同様とする。

(要介護認定に係る援助)

- 第13条 当施設は、介護老人保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 当施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
 - 3 当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(身体の拘束等)

第14条 当施設は、原則として入所者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第15条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第16条 当施設の入所に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 入所者が外出または外泊しようとするときは、所定の手続きを行い、外出外泊先、用件、当施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出なければならない。
- (2) 入所者は家族関係など変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (3) 入所者は当施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① 他人に迷惑を及ぼすこと
 - ② 自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ③ 指定した場所以外で火気を使用すること
 - ④ 故意に当施設もしくは物品を破損し、またこれらを問う施設外に持ち出すこと
 - ⑤ 当施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
 - ⑥ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行い、または斡旋すること

(非常災害対策)

第17条 当施設は非常災害に備えて、次の通り対策を講じるものとする。

- (1) 防火管理者または火気・消防等についての責任者（管理者）を定める。
- (2) 自然災害、火災等の防災対策について、別に定める消防計画、風水害、地震等の災害の対応と業務継続のための計画を作成し、計画的な訓練の実施と防災用設備等の維持管理を図り、利用者の安全に万全を期さなければならない。
- (3) 従業者に対し、非常災害対策に関する研修を実施する。
- (4) 第3項のうち避難・救出、その他必要な訓練は年2回以上行わなければならない。
- (5) 訓練の実施にあたり、消防署、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時の対応及び事故発生の防止と対応)

第18条 サービス提供等に入所者に病状の急変、その他必要な場合には必要な措置を行うとともに施設医師（管理者）へ報告する。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼する。
- 3 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から次の対策を行う。
 - (1) 事故発生防止のための委員会の開催、指針の整備、従業者への研修を実施する。
 - (2) 事故が発生した場合、速やかに報告するとともに、市町村、入所者の家族等に連絡する。
 - (3) 事故の状況及び事故に際して取った対応について記録し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。
 - (4) 前項の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(協力病院等)

- 第19条 当施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。
- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(看取り対応)

- 第20条 当施設は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うものとする。
- 2 施設は、施設サービス計画の作成にあたり、入所者本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めるものとする。

(地域との連携)

- 第21条 当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 当施設は、その運営にあたっては、提供した介護老人保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(職員の服務規律)

- 第22条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第23条 当施設は、全ての施設職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 その他、施設職員の資質向上のために研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第24条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人永楽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第25条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第26条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずる為の体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(介護保険等関連情報)

第27条 当施設は、介護老人保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するものとする。また実施結果を公表するものとする。

(苦情処理)

第28条 当施設は、介護老人保健施設サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、提供した介護老人保健施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した介護老人保健施設サービスに係る入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第29条 当施設職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第30条 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又は防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は、介護老人保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第31条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えさせて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
 - 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めない運営に関する重要事項については、医療法人社団永楽会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成15年 8月 1日から施行する。

平成17年10月	1日	一部改定
平成21年 4月	1日	一部改定
平成22年 4月	1日	一部改定
平成23年 4月	1日	一部改定
平成23年 5月	1日	一部改定
平成24年 4月	1日	一部改定
平成25年 4月	1日	一部改定
平成26年 4月	1日	一部改定
平成27年 4月	1日	一部改定
平成27年 6月	1日	一部改定
平成28年 6月	1日	一部改定
平成29年 4月	1日	一部改定
平成30年 4月	1日	一部改定
平成31年 4月	1日	一部改定
令和 2年 4月	1日	一部改定
令和 3年 9月	1日	一部改定
令和 4年10月	1日	一部改定
令和 6年 4月	1日	一部改定
令和 6年12月	1日	一部改定